

第2期

井手町自殺対策計画

令和6年度～令和10年度

~~~~~

誰も自殺に

~~~~~

追い込まれることのない

~~~~~

いのち支えあう

~~~~~

井手町をめぐって

~~~~~

令和6年3月

井手町



## ごあいさつ

我が国における自殺者数は、年間3万人を超える状況が続いておりましたが、平成22年以降は減少傾向に転じました。しかしながら、減少傾向にあった自殺者数も新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和2年には増加していることから、現在の社会状況を踏まえた対策を進めていくことが求められています。

こうした状況の下、国は令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定し、自殺対策の方針を示しました。

この方針を踏まえ、課題に対応するため、関係機関と連携を図りながら、町全体での取組を進め、「誰も自殺に追い込まれることのないいのち支えあう井手町」の実現を掲げ、「第2期井手町自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺は、その多くが悩み抜いた末に、自ら命を絶たざるを得ない状態にまで追い込まれた末の死であり、周囲の気づきや適切な相談窓口につなぐことが必要な社会的な問題です。

本町では本計画に基づき関係機関と連携し、地域のネットワークと様々な問題や悩みに応える体制とすることで、悩みを抱える方々が自殺と言う悲しい選択をせずにすむまちづくりに向けた取組を推進していきます。

住民の皆様には本計画について理解を深めていただき、自殺対策の担い手として、周囲の人に寄り添い、支え合える地域づくりに、より一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたりまして、ご協力いただきました関係各位に心からお礼申し上げ、あいさついたします。



令和6年3月

井手町長 西島 寛道



# 目次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....             | 1  |
| 1. 計画策定の背景・趣旨 .....            | 1  |
| 2. 新たな自殺総合対策大綱について .....       | 2  |
| 3. 計画の位置づけと期間 .....            | 3  |
| 第2章 町の概況.....                  | 4  |
| 1. 町の現状 .....                  | 4  |
| 2. 自殺をめぐる現状 .....              | 8  |
| 3. 井手町の自殺対策における課題 .....        | 15 |
| 第3章 計画の理念と体系.....              | 16 |
| 1. 計画の基本理念 .....               | 16 |
| 2. 本計画の数値目標 .....              | 17 |
| 3. 計画の基本方針 .....               | 18 |
| 4. いのち支える自殺対策における取り組み .....    | 20 |
| 第4章 基本施策の展開.....               | 21 |
| 1. 地域におけるネットワークの強化 .....       | 21 |
| 2. 自殺対策を支える人材の育成 .....         | 23 |
| 3. 住民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知 ..... | 24 |
| 4. 生きることの促進要因への支援 .....        | 25 |
| 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 .....    | 30 |
| 第5章 重点施策の展開.....               | 31 |
| 1. 子ども・若者への支援 .....            | 31 |
| 2. 無職者・失業者・生活困窮者への支援 .....     | 32 |
| 3. 高齢者への支援 .....               | 34 |
| 第6章 自殺対策の推進体制.....             | 36 |
| 1. 計画の推進 .....                 | 36 |
| 2. 計画の評価 .....                 | 36 |
| 第7章 資料.....                    | 37 |
| 1. 相談窓口 .....                  | 37 |



# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺予防の取り組みは大きく前進しており、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向で、着実に成果をあげているといえます。他方で、自殺者数は毎年 2 万人を超え、人口 10 万人当たりの自殺による死亡率も主要先進 7 か国の中では最も高い水準にあります。

国の動向として、自殺対策基本法第 12 条に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定しており、概ね 5 年を目途に見直しを行っています。平成 28 年の自殺対策基本法の改正では、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、全ての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

本町では、平成 31 年 3 月に「井手町自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。令和 6 年 3 月に計画期間が終了することから、従来の計画内容を見直し、令和 4 年 10 月に示された「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえた、「第 2 期井手町自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

総合的な自殺対策の取り組み方針等を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取り組みを進め、「誰も自殺に追い込まれることのない」井手町の実現をめざします。

### 《国の主な動向》

| 年 月         | 内 容                             |
|-------------|---------------------------------|
| 平成 18 年 6 月 | 自殺対策基本法成立                       |
| 平成 19 年 6 月 | 初の「自殺総合対策大綱」の策定（閣議決定）           |
| 平成 24 年 8 月 | 自殺総合対策大綱改定（1 回目）（閣議決定）          |
| 平成 28 年 3 月 | 自殺対策基本法一部改正法成立（地域自殺対策計画策定の義務化等） |
| 平成 29 年 7 月 | 自殺総合対策大綱改定（2 回目）（閣議決定）          |
| 令和 4 年 10 月 | 自殺総合対策大綱改定（3 回目）（閣議決定）          |

## 2. 新たな自殺総合対策大綱について

### 令和4年 自殺総合対策大綱（新大綱）の構成

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

#### 第5 自殺対策の数値目標

- 令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる（旧大綱の数値目標を継続）

#### 第6 推進体制等

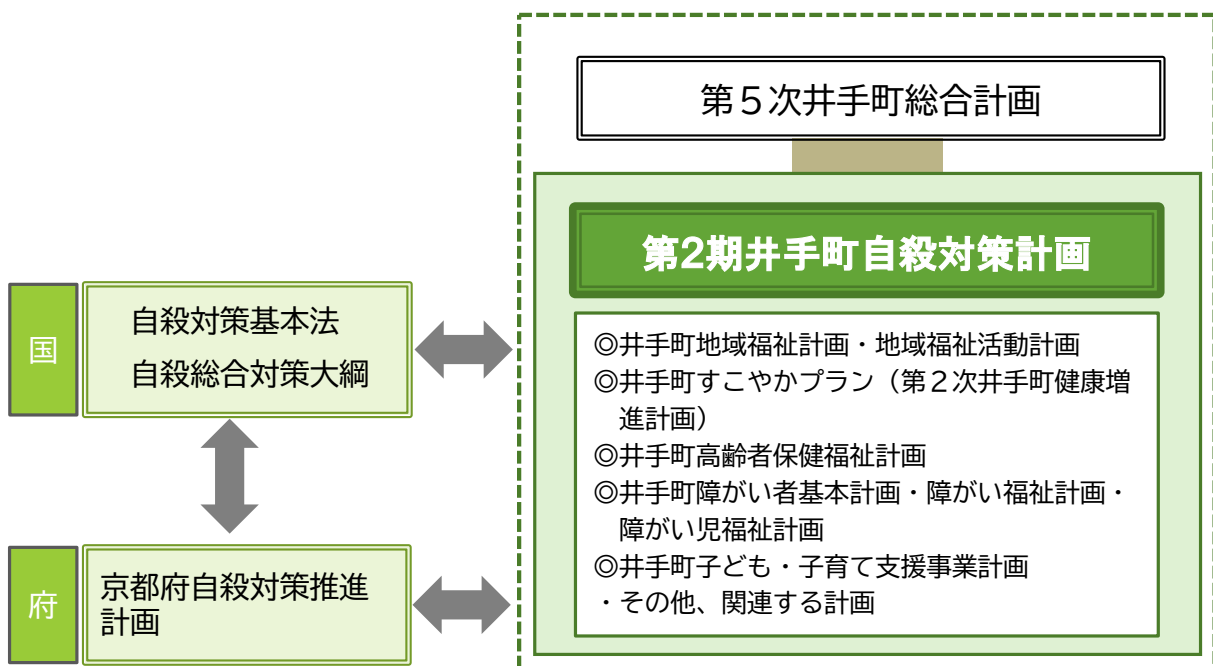
※下線部：新大綱において新たに追加された項目

### 3. 計画の位置づけと期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

自殺を防ぐためには、様々な分野の施策や人々・組織が密接に連携する必要があります。そのため、本町では、「第5次井手町総合計画」と整合性を持ち、「井手町地域福祉計画」や、「京都府自殺対策推進計画」をはじめとする、その他関連計画等と整合・連携の図られた計画とします。



#### (2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、国や府の動向、社会情勢の変化に配慮し、法制度の改正等があった場合には必要に応じて見直しを行い、柔軟に対応していきます。

|     | 令和3年 | 令和4年            | 令和5年 | 令和6年           | 令和7年 | 令和8年              | 令和9年           | 令和10年 | 令和11年                                                                                         |
|-----|------|-----------------|------|----------------|------|-------------------|----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |      |                 |      |                |      |                   |                |       |                                                                                               |
| 国   |      | 自殺総合対策大綱（3回目改定） |      |                |      |                   | 自殺総合対策大綱（改定予定） |       |                                                                                               |
|     |      |                 |      |                |      |                   |                |       |                                                                                               |
| 府   |      | 自殺対策推進計画（第2次）   |      |                |      | 自殺対策推進計画（第3次策定予定） |                |       |                                                                                               |
|     |      |                 |      |                |      |                   |                |       |                                                                                               |
| 井手町 |      |                 |      | 「第2期井手町自殺対策計画」 |      |                   |                |       | <br>次期計画 |
|     |      |                 |      |                |      |                   |                |       |                                                                                               |

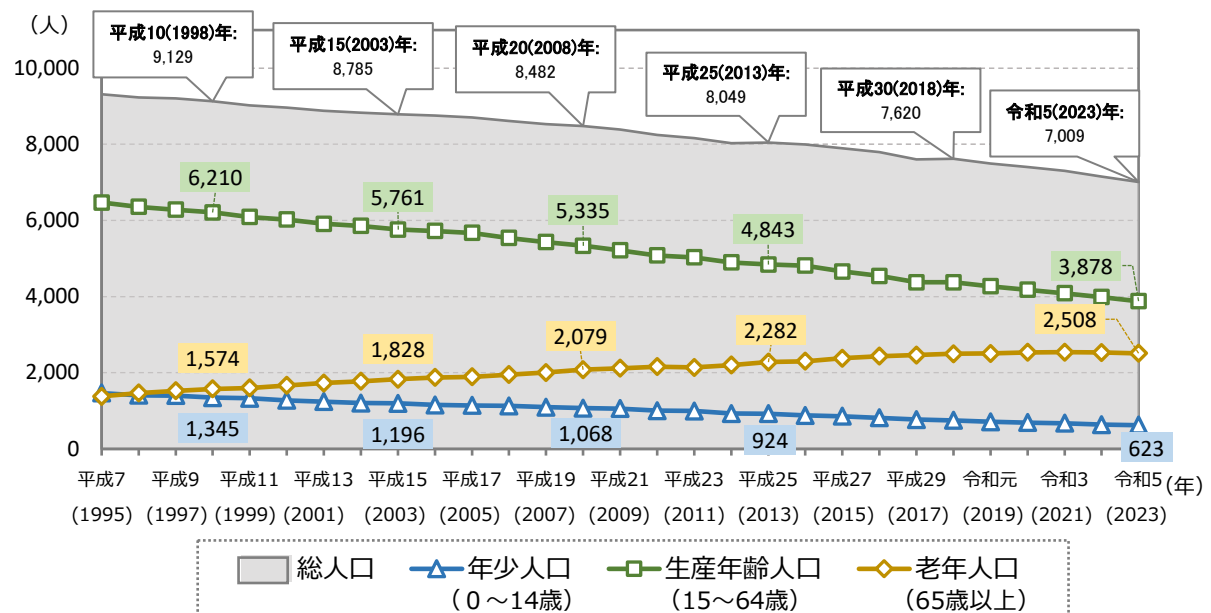
## 第2章 町の概況

### 1. 町の現状

#### (1) 人口の推移と構成

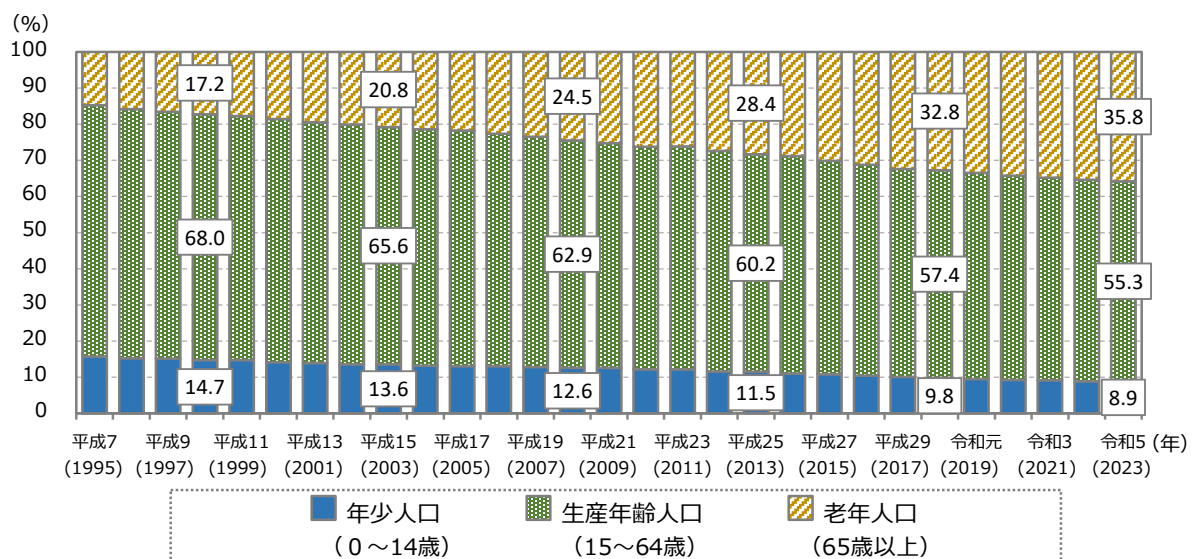
総人口が減少する中、年齢3区分別の人口の推移は、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢化率は30%を超えています。

##### ■人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

##### ■三区分別人口の割合の推移

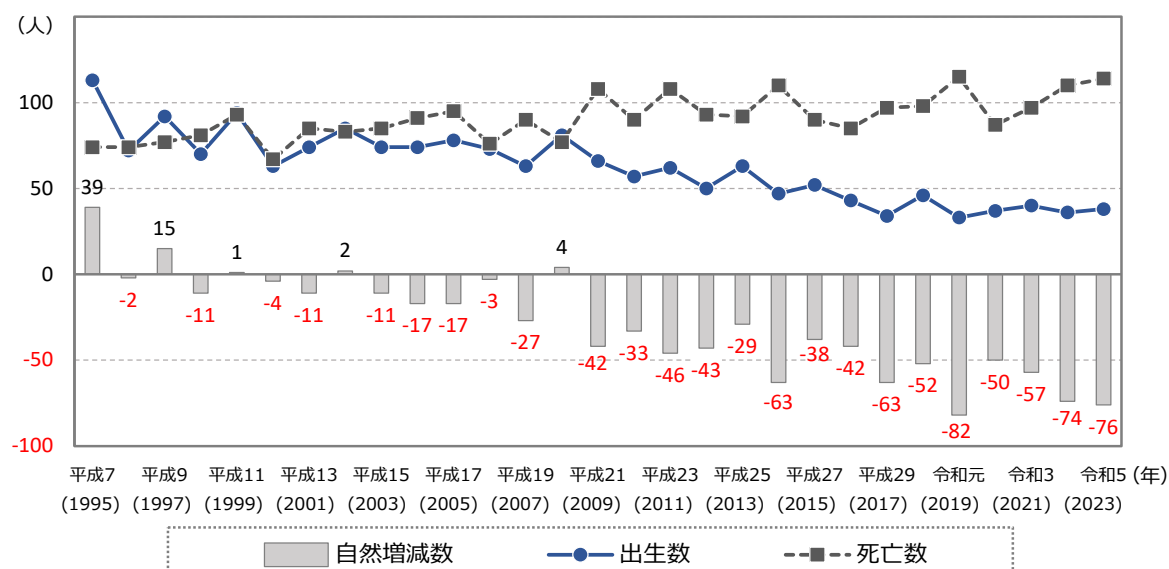


資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

## (2) 出生と死亡

自然増減（出生数と死亡数の差）は、近年では、毎年自然減で推移しています。また、出生数は減少傾向で死亡数は微増で推移していることから自然減はいわゆる「ワニの口（出生数と死亡数の差が拡大）」の状況となっています。

### ■自然増減の推移

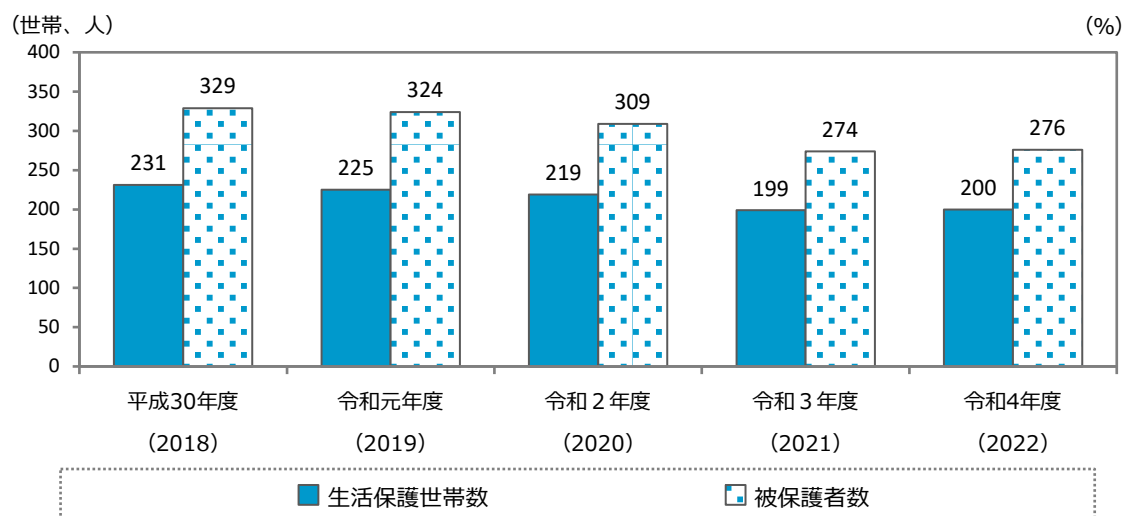


資料：総務省「住民基本台帳」※H6～H24 は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

## (3) 生活保護の状況

生活保護の世帯及び被保護者の推移については、ゆるやかに減少傾向となっています。

### ■生活保護の推移

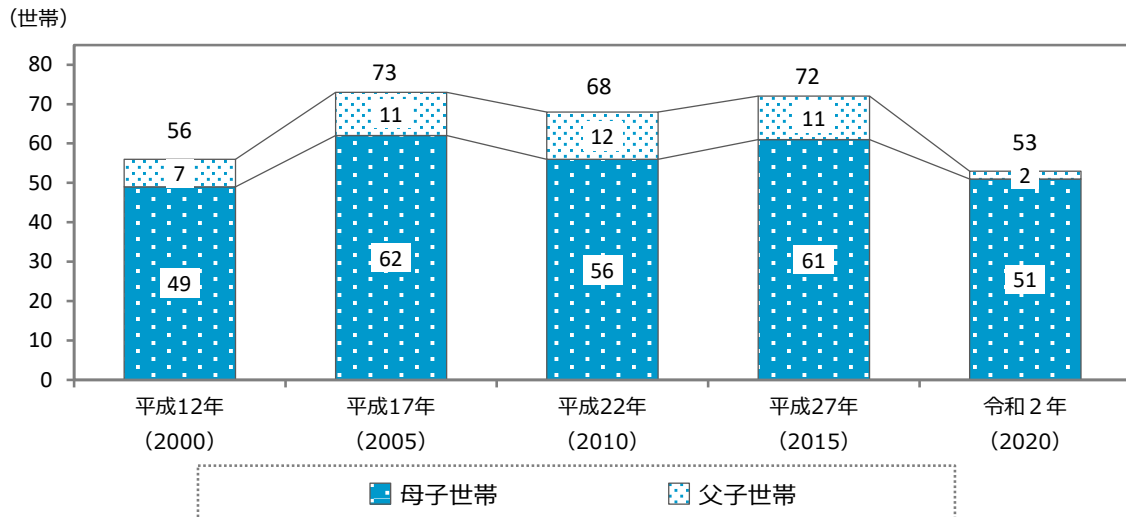


資料：井手町統計書

## (4) ひとり親世帯の状況

母子・父子世帯は年によって増減があり、53～73 世帯で推移していますが、両世帯ともに減少傾向です。

### ■ひとり親世帯の推移



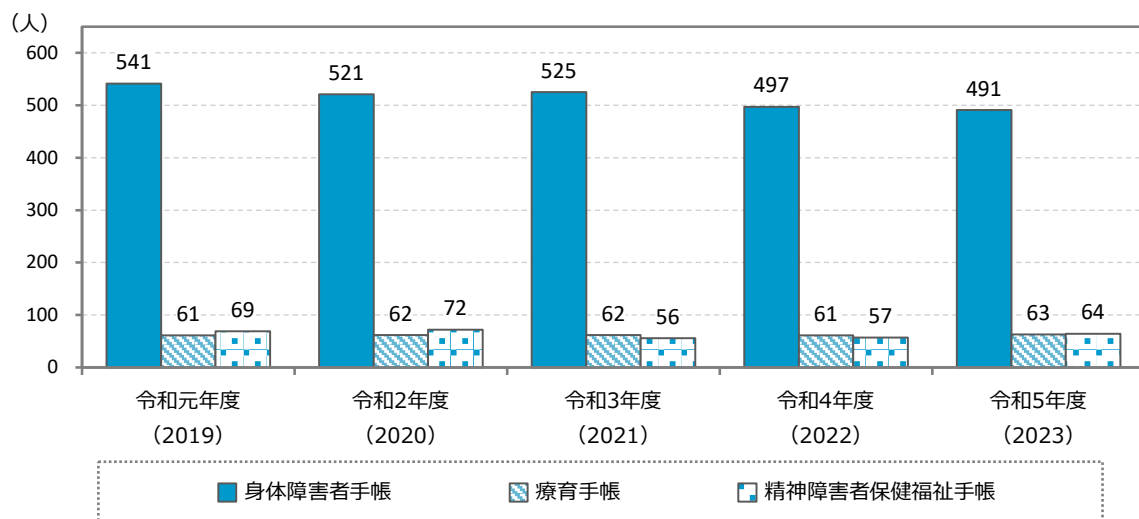
資料：国勢調査

## (5) 障がいのある人の状況

障がい別では、令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が491人、療育手帳所持者が63人、精神障害者保健福祉手帳所持者が64人となっています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は概ね横ばいで推移しています。

### ■障害者手帳所持者数の推移



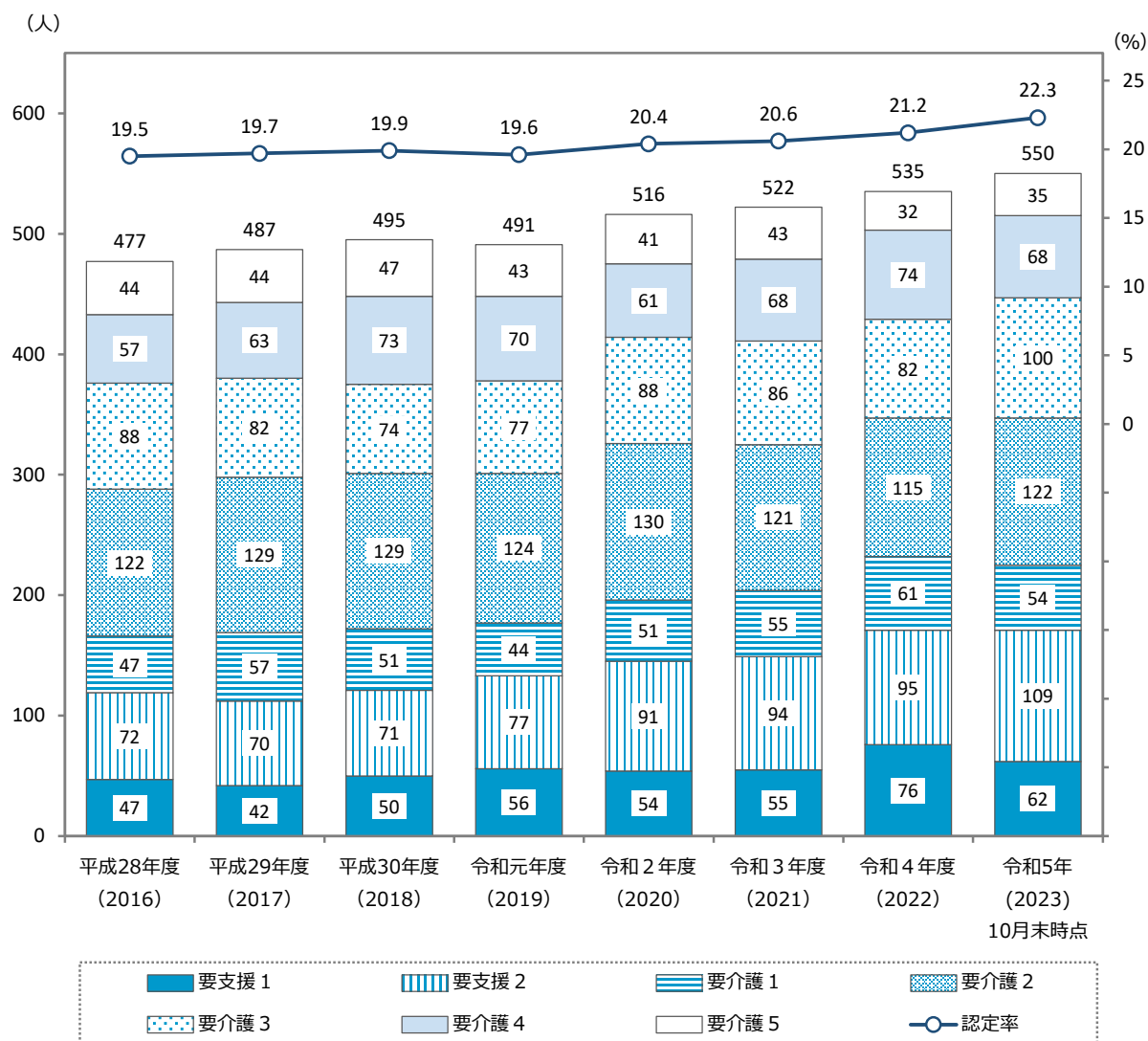
資料：井手町（各年度4月1日現在）

## (6) 要介護（要支援）認定者の状況

令和5年では、認定者数は550人と、認定者数・認定率とも、近年は増加傾向にあります。

今後、後期高齢者数の高止まりが見込まれていることから、高齢者数自体は減少していくものの、認定者数は現状と変わらないまま中長期的に推移する見込みとなっています。

### ■認定者数及び認定率の推移と推計



資料：平成28年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、  
令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度：直近の  
「介護保険事業状況報告（月報）」

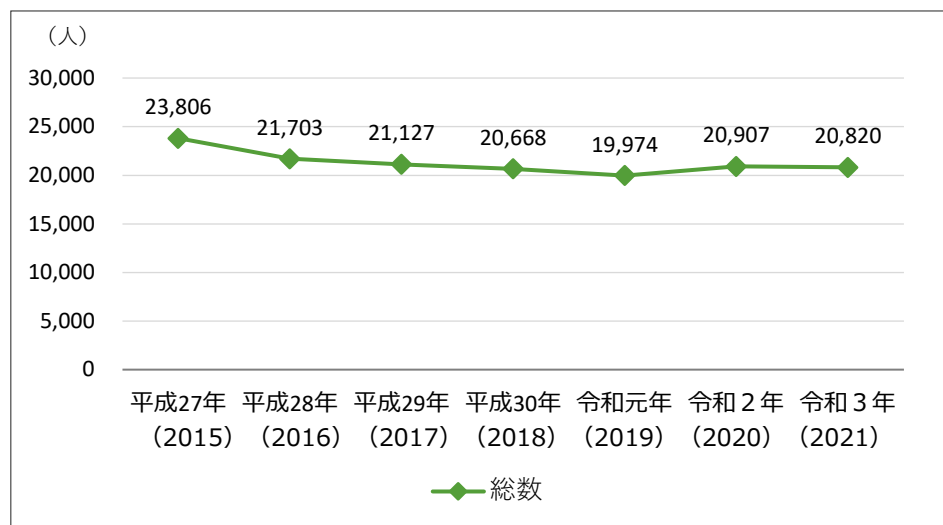
## 2. 自殺をめぐる現状

### (1) 国及び府の自殺者数の推移

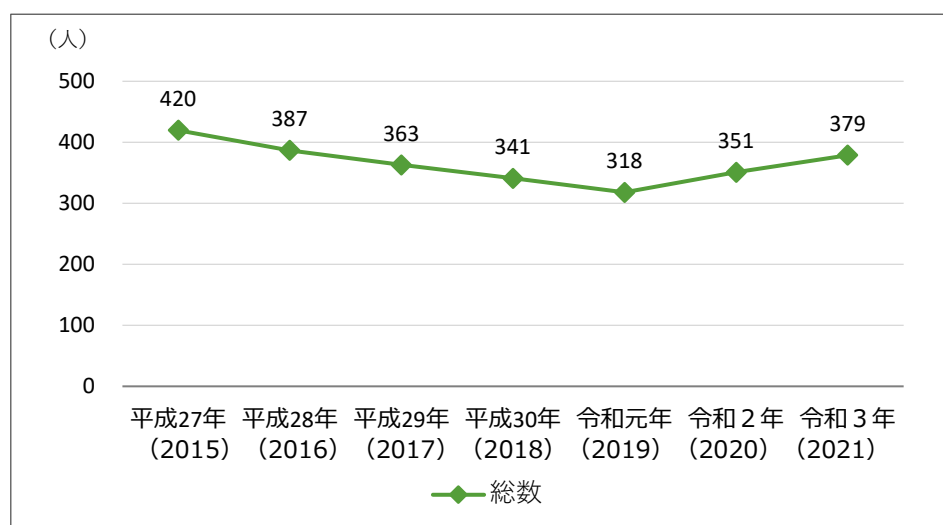
近年の国の自殺者の総数の推移を見ると、令和元年までは減少傾向にあり2万人を切りましたが、令和2年以降は再び2万人を超える状況となっています。

また、近年の京都府の自殺者の総数の推移を見ると、令和元年までは減少傾向にありましたが、令和2年以降は増加傾向となっています。

#### ■自殺者数の推移（国／平成27年～令和3年）



#### ■自殺者数の推移（京都府／平成27年～令和3年）



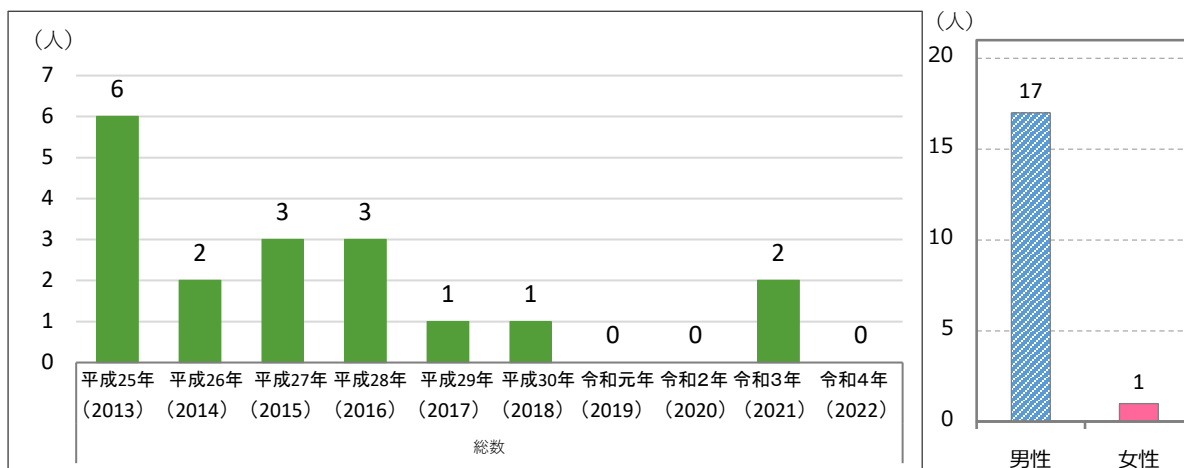
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (2) 自殺者数と自殺死亡率の推移

### ■自殺者数の推移（平成25年～令和4年）

### ■男女別自殺者数（平成25年～令和4年）

本町の自殺者の総数は0～6人／年の幅で推移しており、性別では男性の割合が高くなっています。

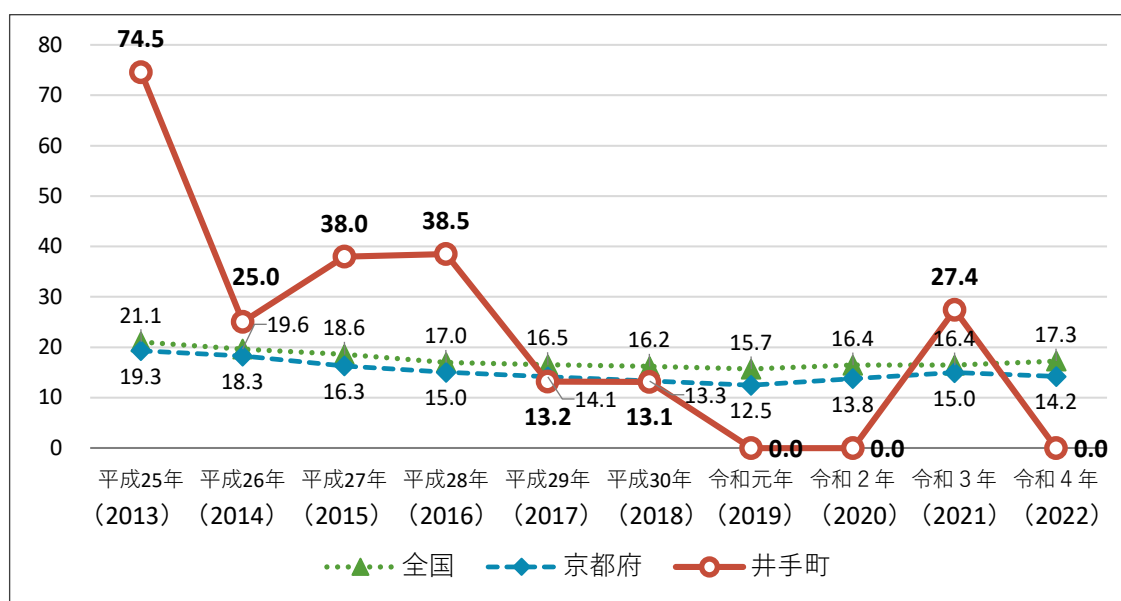


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### ■自殺死亡率の推移（人口10万人当たり）

本町の自殺死亡率（人口10万人当たり）は、0.0～74.5の間で推移しています。

ただし、本町は人口が少なく、令和5（2023）年時点で1人の死亡によって自殺死亡率が14.3変動することに留意する必要があります。



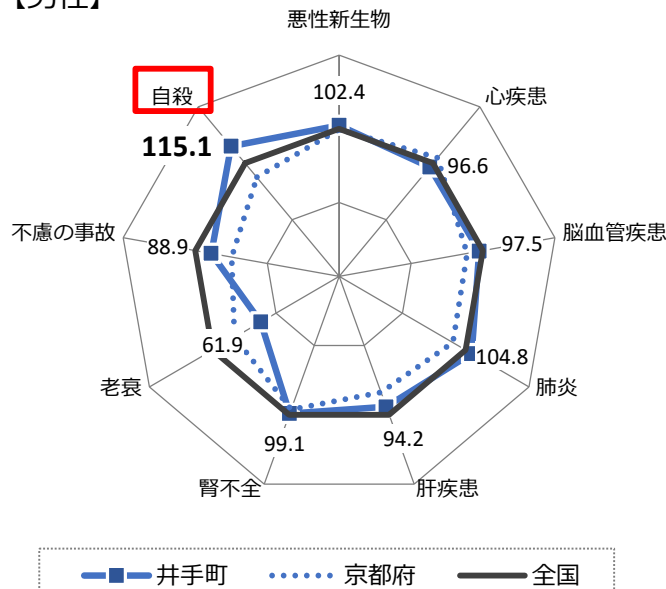
自殺に関わる統計では、自殺者数が計上され、自殺者数から自殺死亡率（自殺率）が算出される。死因別死亡率は人口10万人あたりを単位としている。死因が自殺の場合は「自殺死亡率（自殺率）」で、他の死因による死亡率と同様、人口10万人あたりで求める。

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (3) 標準化死亡比

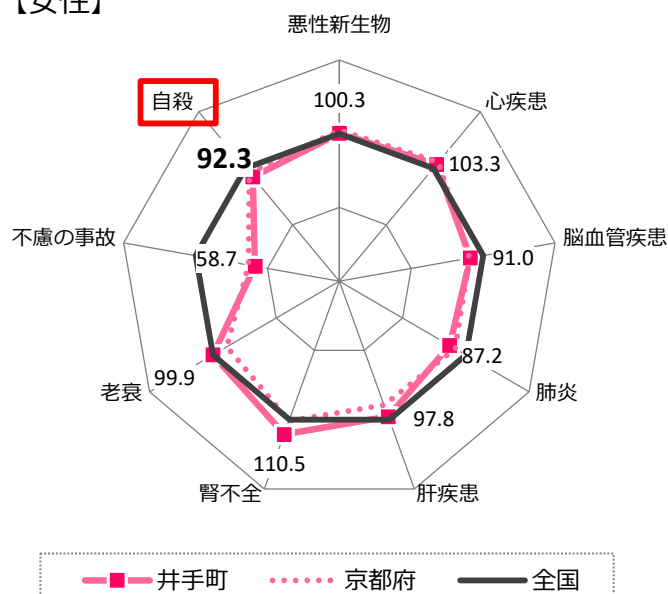
自殺の標準化死亡比は男性が115.1、女性が92.3となっています。

#### 【男性】



| 【男性】  | 京都府   | 井手町   | 全国  |
|-------|-------|-------|-----|
| 悪性新生物 | 99.6  | 102.4 | 100 |
| 心疾患   | 104.7 | 96.6  | 100 |
| 脳血管疾患 | 89.0  | 97.5  | 100 |
| 肺炎    | 89.9  | 104.8 | 100 |
| 肝疾患   | 83.8  | 94.2  | 100 |
| 腎不全   | 96.2  | 99.1  | 100 |
| 老衰    | 82.8  | 61.9  | 100 |
| 不慮の事故 | 74.8  | 88.9  | 100 |
| 自殺    | 87.6  | 115.1 | 100 |

#### 【女性】



| 【女性】  | 京都府   | 井手町   | 全国  |
|-------|-------|-------|-----|
| 悪性新生物 | 102.4 | 100.3 | 100 |
| 心疾患   | 105.4 | 103.3 | 100 |
| 脳血管疾患 | 90.5  | 91.0  | 100 |
| 肺炎    | 91.6  | 87.2  | 100 |
| 肝疾患   | 89.5  | 97.8  | 100 |
| 腎不全   | 100.9 | 110.5 | 100 |
| 老衰    | 88.9  | 99.9  | 100 |
| 不慮の事故 | 63.2  | 58.7  | 100 |
| 自殺    | 95.8  | 92.3  | 100 |

#### ※標準化死亡比

死亡率は通常年齢によって大きな違いがあることから、異なった年齢構成を持つ地域別の死亡率を、そのまま比較することはできない。比較を可能にするためには標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する必要がある。

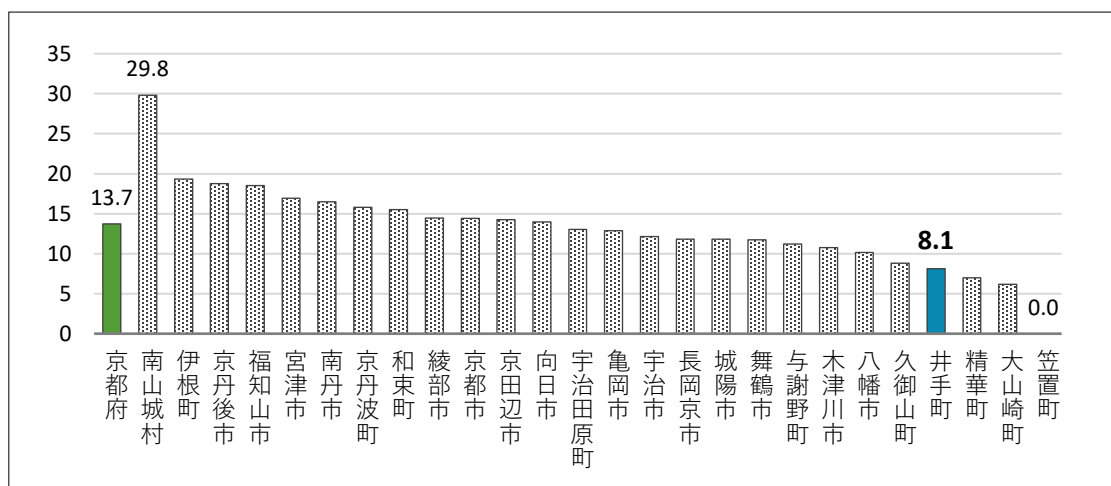
標準化死亡比は、基準死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観察された死亡数とを比較するものである。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は我が国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。

(資料：厚生労働省老健局老人保健課)

## (4) 自殺死亡率の比較（府内市町村）

### ■自殺死亡率（府内市町村／平成30年～令和4年の平均値）

平成30年～令和4年の自殺死亡率を府内市町村と比較すると、府内では平均以下に位置しています。



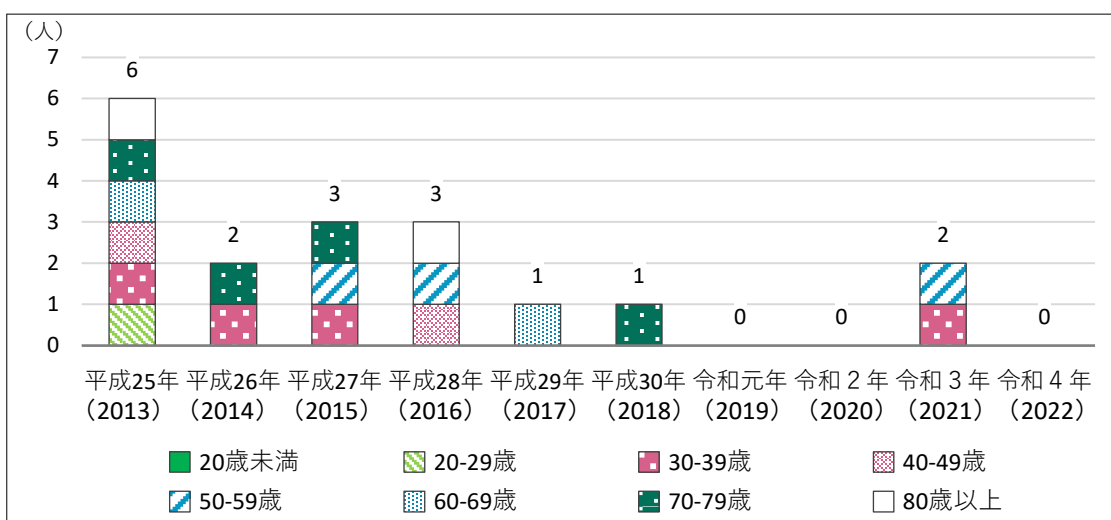
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、同年1月1日の住民基本台帳に基づく人口を用いている。

## (5) 年齢層別の自殺者数

### ■年齢層別の自殺者数（井手町／平成25年～令和4年の合計人数）

本町の性別、年齢層別の自殺者数は、平成25年から減少傾向ですが、30歳台と70歳台が他の年代と比べて高くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (6) 属性（年齢層、職の有無、同居・別居）からみる自殺者数

### ■自殺者の属性（井手町／平成29年～令和3年）

本町の自殺者の属性を平成29年～令和3年で見ると、「男性20～39歳（無職・独居）」・「男性60歳以上（無職・独居）」・「男性60歳以上（無職・同居）」・「男性40～59歳（有職・同居）」（25.0%で同率）の順となっています。

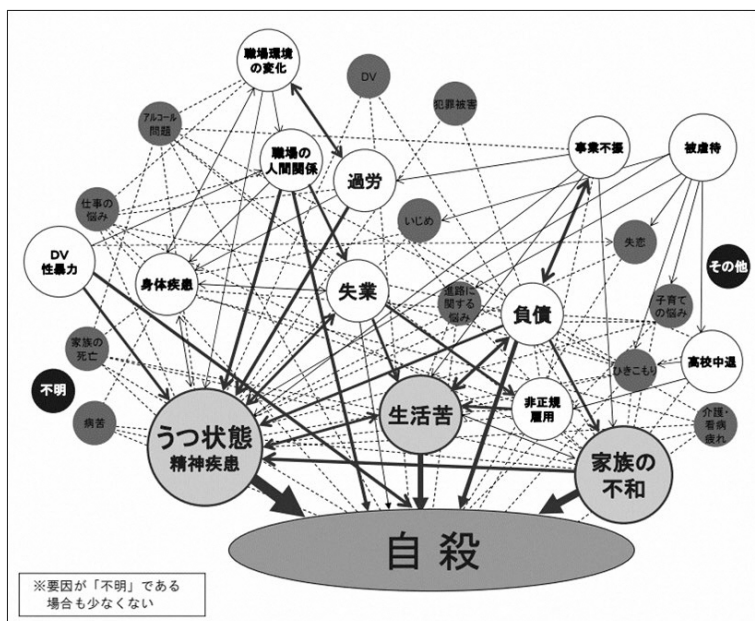
| 上位の属性           | 割合    | 原因                                                           |
|-----------------|-------|--------------------------------------------------------------|
| 男性20～39歳（無職・独居） | 25.0% | ①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺<br>②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺 |
| 男性60歳以上（無職・独居）  | 25.0% | 失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺                                |
| 男性60歳以上（無職・同居）  | 25.0% | 失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺                                 |
| 男性40～59歳（有職・同居） | 25.0% | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺                             |

資料：（一社）いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022」

自殺の原因・動機は単純ではなく、様々な要因が複雑に絡み合って、自殺に至るといわれています。次の図は、NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態1000人調査」からみてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。

「自殺の危機経路」における○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いことになります。

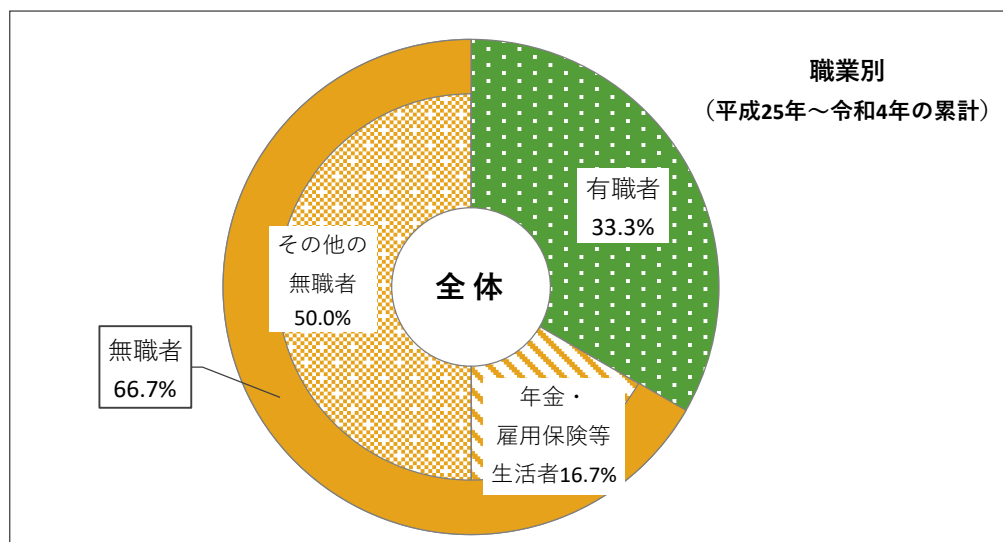
自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。また、自殺で亡くなった方は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。



## (7) 自殺者の職業

### ■自殺者の職業（井手町／平成25年～令和4年）

本町の自殺者の就労状況は、「有職者」が33.3%、「無職者」が66.7%となっており、「無職者」のうち「年金・雇用保険等生活者」が16.7%となっています。

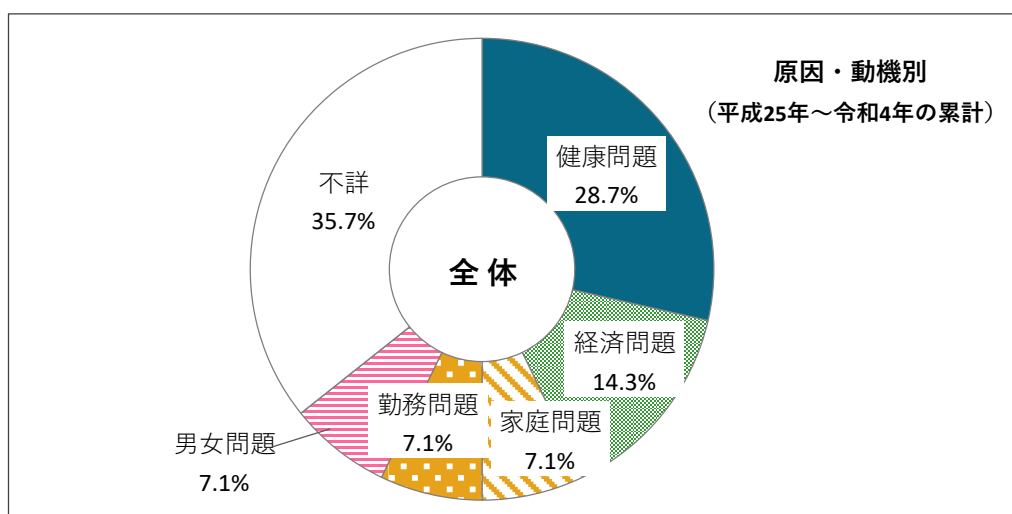


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (8) 自殺の原因・動機

### ■自殺の原因・動機（井手町／平成25年～令和4年）

本町の自殺の原因・動機は、「健康問題」が28.7%と最も高く、次いで、「経済問題」(14.3%)、「家庭問題」・「勤務問題」・「男女問題」(7.1%で同率)の順となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (9) 60 歳以上の自殺者の内訳

### ■井手町の自殺者の内訳（60 歳以上）

本町の 60 歳以上の自殺者の内訳を平成 29 年～令和 3 年でみると、全国割合と比べて、「60 歳台男性・同居人あり」と「70 歳台男性・同居人なし」がそれぞれ 50.0%と高くなっています。

| 性別 | 年齢階級   | 同居人の有無（割合） |       | 全国割合  |       |
|----|--------|------------|-------|-------|-------|
|    |        | あり         | なし    | あり    | なし    |
| 男性 | 60 歳台  | 50.0%      | 0.0%  | 14.0% | 10.4% |
|    | 70 歳台  | 0.0%       | 50.0% | 15.0% | 8.0%  |
|    | 80 歳以上 | 0.0%       | 0.0%  | 11.5% | 5.0%  |
| 女性 | 60 歳台  | 0.0%       | 0.0%  | 8.7%  | 2.8%  |
|    | 70 歳台  | 0.0%       | 0.0%  | 9.1%  | 4.3%  |
|    | 80 歳以上 | 0.0%       | 0.0%  | 6.9%  | 4.3%  |

資料：（一社）いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022」

### 3. 井手町の自殺対策における課題

本町の地域特性としては、以下のようなものがあげられます。

- ◆平成 25 年から令和 4 年における年間平均自殺者数は 1.8 人となっていますが、平成 30 年から令和 4 年の 5 年間をみると、0.8 人と自殺者数は減少傾向にあります。
- ◆自殺死亡率は、京都府、全国に比べ、概ね高く推移していましたが、自殺者数の減少に伴い、近年は減少傾向です。人口の少ない自治体では、自殺者が出ることで、自殺死亡率が大きく増減する可能性があることに留意することが必要です。
- ◆標準化死亡比によると女性は 92.3 と国・府を下回っています。他方で、男性は 115.1 と国・府より高く、死亡率は高いといえます。
- ◆平成 25 年から令和 4 年における自殺者の性別構成割合は、男性が 94.4% を占めており、本町の課題は男性に向けた自殺予防対策が必要であると考えられます。
- ◆自殺者の年齢層別の自殺者数は、30 歳台・50 歳台の働き世代及び 70 歳台の高齢者が多くなっています。本町では高齢化が進行しており、一層の対策が課題です。
- ◆原因・動機別の自殺者数は、健康問題と経済問題が最も多く、健康問題の中で最も多いのはうつ病による悩み・影響となっており、その誘因の一端が生活苦であることから、うつ病に至るまでの危機経路にも着目することが必要です。
- ◆本町では、要介護（要支援）認定者が増加傾向であり、令和 5 年 10 月時点では過去最大の 550 人となっています。自殺の原因に介護の悩み（疲れ）があがっていることに着目し、全庁横断的な体制で自殺予防に取り組むことが必要です。

以上のことから、自殺者数は年々減少傾向ではありますが、いまだに自殺により亡くなっている方がいることから、引き続き大きな社会問題としてとらえ、自殺の危機経路にも着目して、自殺に至るまでの経路で生きる支援へとつなげることが必要です。

これらを踏まえて、本町における自殺対策をさらに充実させるための基本理念を設定します。

## 第3章 計画の理念と体系

### 1. 計画の基本理念

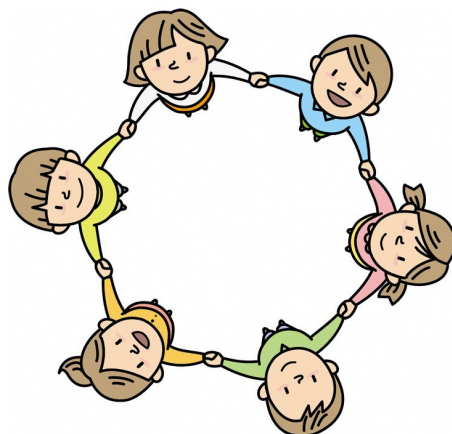
本町では、前期計画において、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現をめざしてきました。

本計画でも、これまで取り組んできた事業を継続して取り組み、全庁の連携を強めることで、「誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう井手町」を実現し、自殺者を出すことがないまちづくりに向けた取り組みを推進します。

そのためには、「自殺は誰にでも起こり得る危機」という観点から、「生きることの阻害要因」（過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ・虐待、孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことで、全世代を対象に自殺リスクの低減に努めます。

本計画のもと、全庁あげて自殺対策に取り組むとともに、関係機関、地域住民とも連携し、啓発や教育により住民の意識を変えながら、自殺を未然に防ぐ施策の実施や体制の構築をめざします。

誰も自殺に追い込まれることのない  
いのち支えあう井手町



## 2. 本計画の数値目標

国の新たな自殺総合対策大綱では、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率を13.0以下、また、平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としています。

また、「京都府自殺対策推進計画」では、国の目標を踏まえ、「府内の自殺者数の減少傾向を維持するとともに、令和12年までに令和元年と比べて30%減少させることとし、計画終了年の令和7年までに自殺死亡率10.2以下をめざす」としています。

本町では、国や京都府の数値目標を意識しながら「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現をめざしてきましたが、自殺死亡率は年度によって差異が見られます。平成30年から令和4年までの自殺者数は合計3人、自殺死亡率は8.1となっています。自殺死亡率について、「自殺総合対策大綱」の目標をもとに令和8年までに30%以上減少を当てはめると、自殺死亡率を令和8年までに5.7以下にすることが求められます。

しかしながら、本町の場合は人口が少ないために1人の方が自殺されると自殺死亡率が大きく増減<sup>1</sup>することや令和4年には自殺者0人であったことを考慮して、国の計画年度の令和8年には年間自殺者数0人を目標とし、本町の計画最終年度の令和10年度以降も自殺者を出さないまち（自殺者数0人）が維持できる体制の構築と取り組みを進めます。

|     | 基準年度の値                        | 目標値                    |
|-----|-------------------------------|------------------------|
| 国   | 自殺死亡率 18.5（平成27年）             | 自殺死亡率 13.0 以下（令和8年）    |
| 京都府 | 自殺死亡率 12.5（令和元年）              | 自殺死亡率 10.2 以下（令和7年までに） |
| 井手町 | 自殺死亡率 8.1<br>（平成30年～令和4年の平均値） | 年間自殺者数 0 人（令和8年）       |

<sup>1</sup> 自殺死亡率は自殺者数/人口\*10万人で求めることが可能であり、井手町の場合、令和5年の人口7,009人（住民基本台帳）をもとに算出すると、自殺者一人あたり14.3上昇することになります。

### 3. 計画の基本方針

---

本計画の基本理念を実現するため、「自殺総合対策大綱」の基本方針にのっとり、次の6つの基本方針を設定します。

#### 基本方針1 生きることの包括的な支援として推進

---

- 一人ひとりの生活を守る自殺対策として、失業や多重債務、生活困窮などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みとともに、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、自殺リスクを低下させるとともに、「生きることの包括的な支援」として推進します。

#### 基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

---

- 様々な悩みを抱えた人がたどり着いた相談先で、必要な支援を受けることができるよう、それぞれの分野の支援機関が自殺対策の一環を担っているという意識を共有し、有機的な連携を深めることを推進します。
- 制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」、地域共生社会の実現に向けた取り組みや、生活困窮者自立支援制度等と一体的に取り組み、効果的かつ効率的に展開していきます。

#### 基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

---

- 自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、関係機関等による実務者連携で行う「地域連携のレベル」、法や計画等による「社会制度のレベル」の3つを連動させ、総合的に推進することが重要です。
- また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

#### 基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

---

- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。
- 全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

#### 基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

---

- 「誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう井手町」を実現するためには、町、国や府、関係団体、民間団体、企業、住民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

#### 基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

---

- 自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉を不当に侵害することのないよう、生活の平穏に十分配慮して自殺対策に取り組めます。

## 4. いのち支える自殺対策における取り組み

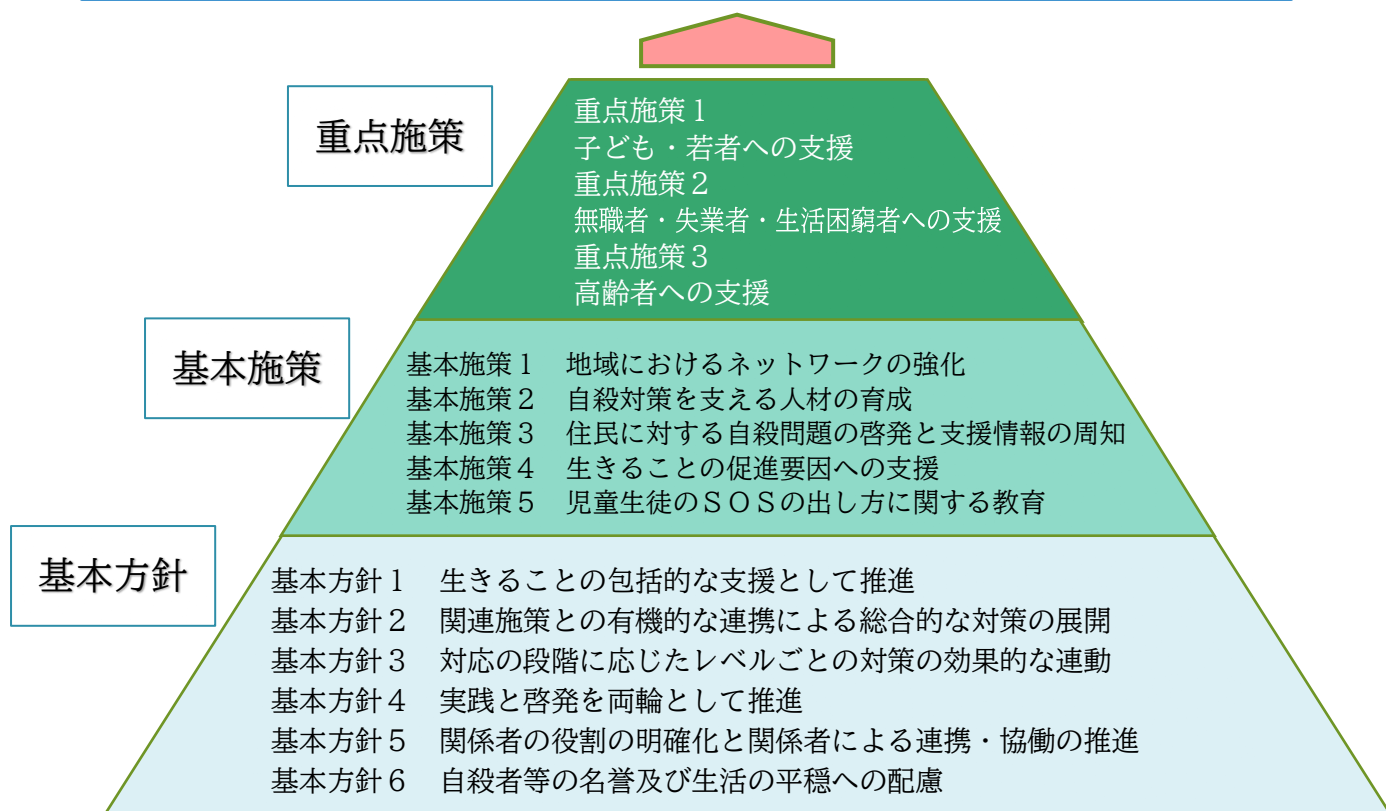
本町の自殺対策の取り組みと関連する生きる支援は、(一社)いのち支える自殺対策推進センターが開発し公表した「地域自殺対策政策パッケージ」において、ナショナル・ミニマム(必要最低限の保障)として全市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、「地域自殺実態プロファイル」における推奨パッケージを踏まえ、地域自殺対策政策パッケージから、地域の特性に応じた「重点施策」から構成されます。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「住民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」で、地域において自殺対策を推進していく際の基盤となる取り組みです。

一方で「重点施策」は、実態把握がしづらいものの、国をあげて予防に取り組んでいる「子ども・若者への支援」、本町の自殺のリスク要因である「無職者・失業者・生活困窮者への支援」に加え、自殺のハイリスク層である「高齢者への支援」への取り組みをまとめています。

このように施策の体系を定め、本町の事業だけでなく、様々な関係機関、地域の民間団体とも連携することで、本町の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、地域全体で推進します。

### 誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう井手町



## 第4章 基本施策の展開

### 1. 地域におけるネットワークの強化

自殺に至る背景として、家庭、学校、職場におけるトラブルや健康問題、経済的困窮等、様々な要因が複雑に絡んでいます。そのため、関係機関が連携・協力して実効性ある支援を行えるよう、自殺対策に係る相談支援体制の充実とネットワーク機能の強化を進めます。

#### 【関連する町の施策・事業】

| No. | 事業名                | 事業内容                                                                                                                               | 担当課         |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1   | DV <sup>2</sup> 対策 | 配偶者やパートナーからの暴力の相談を受け、京都府家庭支援総合センターや田辺警察署等の関係機関と連携して家庭支援総合センターにつなぐことで、被害者を保護します。<br>DVの内容や相談機関について掲載したカードサイズのリーフレットを公共施設に配布し、啓発します。 | いづみ人権交流センター |
| 2   | 要保護児童対策地域協議会       | 保健センターをはじめ、各保育園、各小・中学校といった各所属機関が連携することで、要保護児童の見守りと要保護家庭の支援を行い、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                                                | いづみ人権交流センター |
| 3   | 民生・児童委員活動          | 民生・児童委員が、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるよう支援します。                                                                                     | 住民福祉課       |
| 4   | 地域福祉の推進            | 地域福祉計画における「支え合い 認め合い みんなでつくる 井手のまち」の基本理念の実現をめざし、住民と行政の協働により地域福祉の推進を図ります。                                                           | 住民福祉課       |
| 5   | 障がい福祉計画の管理         | 障がい者相談会や一般相談事業を通じて障がい者福祉事業と自殺対策事業のさらなる連携の促進を図ります。                                                                                  | 高齢福祉課       |

<sup>2</sup> DVとは「ドメスティック・バイオレンス（英語の「domestic violence」）」の略語のこと。明確な定義はなく、家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為を指しますが、日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

| No. | 事業名             | 事業内容                                                                                                                | 担当課        |
|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6   | 地域包括支援センターの運営   | 地域の高齢者が抱える問題や困難を抱える方の情報等を把握し、運営協議会や地域ケア会議等で共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係を強化し、地域資源の連動につなげていきます。                     | 地域包括支援センター |
| 7   | 高齢者実態把握         | 高齢者世帯や一人暮らしの実態を把握し、民生委員や地域福祉推進員と情報を共有することで、孤独・孤立を防止します。                                                             | 地域包括支援センター |
| 8   | すこやかプランの推進      | すこやかプラン（井手町健康増進計画）におけるこころの健康づくりを推進し、自殺対策とのさらなる連携の促進を図ります。                                                           | 保健センター     |
| 9   | まなび・生活アドバイザーの配置 | 京都府の事業を活用して「まなび・生活アドバイザー」（社会福祉士等）を学校に配置し、課題を有する児童生徒及び保護者への支援を継続します。有効な支援にするために、ケース会議での専門的アドバイスの活用と福祉機関との一層の連携を進めます。 | 学校教育課      |
| 10  | スクールカウンセラーの配置   | スクールカウンセラーと連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮し、問題解決へとつながります。                                                                    | 学校教育課      |
| 11  | 井手町青少年を育てる会     | 街頭啓発活動や青少年の主張大会等を通じて、青少年の健全育成に対する住民の意識を高めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境または行為から青少年を保護する活動に努めます。                        | 社会教育課      |

## 2. 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクのある人の早期発見と対応のため、そのサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげることができる人材の育成を推進する必要があります。

そのため、職員や専門職、事業者等が住民のSOSに気づき、関係機関と連携・支援できる研修機会の充実により、人材育成と資質の向上を図ります。

### 【関連する町の施策・事業】

| No. | 事業名                 | 事業内容                                                                                                     | 担当課        |
|-----|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1   | 生きがい施策(老人クラブへの活動助成) | 住民への問題啓発と通いの場としての研修機会を創出するため、講習会や研修会において自殺問題に関する講演を検討します。                                                | 高齢福祉課      |
| 2   | 認知症サポーター養成講座        | 地域住民に認知症当事者および家族への理解を得ることで孤立しがちな当事者や家族への精神的負担を軽減させるため、住民に対して認知症サポーターを養成します。                              | 地域包括支援センター |
| 3   | 井手町食生活改善推進員養成講座     | 講座の中に、自殺対策の視点を入れ込むことで、食生活改善推進員が適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるように養成を行います。                                             | 保健センター     |
| 4   | いじめ防止対策推進事業         | 気づきシートによる日常点検や学期ごとのいじめアンケートと聞き取り調査を実施することで、いじめの早期発見・早期対応を行い、相談窓口を設置することで相談に応じます。また、いじめ問題についての教職員研修を行います。 | 学校教育課      |

### 3. 住民に対する自殺問題の啓発と支援情報の周知

自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、「相談することで解決の糸口を探したり、心を軽くすることができる」という考えが共通認識となるよう啓発を図ります。

本町においては、リーフレットの作成と配布を行うほか、住民向け講演会の開催や、講座、学習会の充実を図る中で、自殺予防に資する情報の提供を図ります。

#### 【関連する町の施策・事業】

| No. | 事業名                     | 事業内容                                                                                                | 担当課   |
|-----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 家庭教育学級                  | 一人ひとりの子どもに豊かな心を育み、たくましく生きぬく力を身につけさせるため、家族や周りの大人は何をすればよいのか、家族ぐるみ、地域ぐるみで交流を深めるため、子育て講座や人権学習会などを開催します。 | 社会教育課 |
| 2   | いづみふれあい学級<br>(人権問題啓発事業) | 日常生活において、何気なく見過ごしている差別や偏見及び新しい人権課題について考え、人権意識を高め、人生いきいきと自分らしく生きていける社会をつくるため、講演会等を開催します。             | 社会教育課 |
| 3   | メンタルチェックシステム管理運営        | 町ホームページにメンタルチェックシステムをリンクすることで、利用者がこころの状態を容易に把握できるようにするとともに、チェック結果と合わせ相談窓口等を紹介し、相談窓口の周知、広報を実施します。    | 高齢福祉課 |

## 4. 生きることの促進要因への支援

自殺対策計画の主目的には、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、自殺リスクを低下させることがあげられます。

生活上の困り事を解決するための支援や孤立を防ぐための居場所づくり及び自殺未遂者や遺された人への支援を関係機関と連携し推進します。また、妊産婦・育児中の方、障がいのある人、高齢者・女性のライフサイクルに応じた支援等、子どもに向けた危機回避能力の学習等、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを推進します。

### 【関連する町の施策・事業】

| No.                  | 事業名              | 事業内容                                                                                         | 担当課   |
|----------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>妊産婦・育児中の方への支援</b> |                  |                                                                                              |       |
| 1                    | 児童手当支給事務         | 申請する保護者とのかかわりの中、相談などに応じることで、保護者の不安の軽減を図ります。                                                  | 住民福祉課 |
| 2                    | 児童扶養手当           | ひとり親家庭となった場合、速やかに申請等を説明し、その際に相談に応じることにより、生活に関する不安の軽減を図ります。                                   | 住民福祉課 |
| 3                    | 特別児童扶養手当         | 申請の際に相談に応じることにより、保護者の不安の軽減を図ります。                                                             | 住民福祉課 |
| 4                    | ひとり親家庭           | 京都府母子家庭奨学金制度をはじめとする受付事務を通して、保護者の相談などに応じることで、不安の軽減を図ります。                                      | 住民福祉課 |
| 5                    | 井手町特別児童福祉手当      | 申請の際に相談に応じることにより、生活に関する不安の軽減を図ります。                                                           | 住民福祉課 |
| 6                    | 保育の実施<br>(公立保育園) | 日々の業務の中で保護者とのかかわりを持つことで、保育士が気づき役として早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関につながります。                         | 住民福祉課 |
| 7                    | 保育料等納入の促進        | 生活上の様々な問題を抱えていたり、必要な支援につながっていない可能性がある場合、督促の業務の中で園長が気づき役として、早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関につながります。 | 住民福祉課 |
| 8                    | 一時預かり事業          | 保護者の負担軽減を図る支援を通じて、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援が必要な場合は適切な機関につながります。                             | 住民福祉課 |

| No.                   | 事業名                      | 事業内容                                                                                                                    | 担当課    |
|-----------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 9                     | 子育て短期支援事業                | 保護者の負担軽減を図る支援を通じて、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援が必要な場合は適切な機関につながります。                                                        | 住民福祉課  |
| 10                    | ひとり親家庭医療費助成事業            | ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであることから、医療費の助成時に、自殺の危険性の高い方の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関につながります。                                    | 保健医療課  |
| 11                    | 母子保健事業<br>(妊娠期)          | 産後うつや育児ストレス等は母親の自殺リスクを高める要因であり、妊娠届出時、妊婦訪問時に、保健師や助産師が本人や家族と面接することで妊娠、出産に関する不安、経済的な不安、心の問題等について把握し、支援が必要な場合は適切な機関につながります。 | 保健センター |
| 12                    | 母子保健事業<br>(新生児訪問等)       | 新生児期・乳幼児期に保健師や助産師が訪問し、母親の育児等の悩みの解消を図り、エジンバラ式産後うつ自己評価票を記入してもらうことで、産後早期の産後うつ等の状態を把握し、支援が必要な場合は適切な機関につながります。               | 保健センター |
| 13                    | 母子保健事業<br>(育児相談・乳幼児健康診査) | 産後うつや育児によるストレス等に対し、保健センター等での乳幼児健康診査・育児相談や電話での相談を受け、早期の段階から必要な助言等を行い、また、支援が必要な場合は適切な機関につながります。                           | 保健センター |
| 14                    | 母子保健事業<br>(発達相談)         | 子どもの発達相談に関して臨床心理士が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減を図り、支援が必要な場合は適切な機関につながります。                                                      | 保健センター |
| <b>疾病・障がいのある人への支援</b> |                          |                                                                                                                         |        |
| 1                     | 井手町心身障害児童特別手当            | 申請の際に相談に応じることにより、生活に関する不安を軽減させます。                                                                                       | 住民福祉課  |
| 2                     | 権利擁護                     | 障がい者虐待の相談について、相談支援事業所と連携し、必要時にはケース会議等を行い、支援者間で課題と今後の方向性を共有することで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつながります。                         | 高齢福祉課  |

| No.                   | 事業名                        | 事業内容                                                                                 | 担当課             |
|-----------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3                     | 障がい者相談                     | 障がいのある人との相談の中で、本人や家族等擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぎます。                    | 高齢福祉課           |
| 4                     | 障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員） | 障がいを抱えて地域で生活している方に対し、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役になるように支援を行います。                  | 高齢福祉課           |
| 5                     | 耳のことなんでも相談会                | 日常生活の中で、聴こえについて不安に感じている方に対し、専門職が相談対応する場を設け、必要な場合は適切な機関につなぎます。                        | 高齢福祉課           |
| 6                     | 心身障害者福祉手当支給事務              | 手当の支給に際して、新規取得者や更新の方を含め、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を行い、必要な場合は適切な機関につなぎます。 | 高齢福祉課           |
| 7                     | 身体障害者医療費助成事業               | 医療費の助成時に、日常生活上で様々な困難や問題に直面している方に対し早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                   | 保健医療課           |
| 8                     | 自立支援医療                     | 精神障がいを抱える人に対し、支援医療の申請時において、本人の抱える問題の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                 | 保健医療課           |
| <b>生きづらさを抱えた方への支援</b> |                            |                                                                                      |                 |
| 1                     | 無料法律相談                     | 生活上のトラブルを抱えた住民に対し、法律の専門家に相談できる機会を提供し、法的な解決が必要な方への支援を行います。                            | 総務課             |
| 2                     | 住宅管理事務                     | 生活面で困難や問題を抱えている方に対し、早期発見・対応に努め、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                                 | 同和・人権政策課<br>建設課 |
| 3                     | 相談機能強化事業                   | 来館者の生活・健康・教育・育児・就労等に関する相談を受け、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                                   | いづみ人権交流センター     |
| 4                     | こころの相談室開設事業                | 専門のカウンセラーが寄り添い、一緒に問題解決の方法を探っていくことで不安を軽減し、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                       | いづみ人権交流センター     |

| No. | 事業名              | 事業内容                                                                                                         | 担当課             |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5   | 国民年金             | 国民年金に関する事務を通して、将来の生活設計や障がいを持った場合など、受給者の質問や悩みなどの相談に応じ、将来に対する不安の軽減を図ります。                                       | 住民福祉課           |
| 6   | 各種団体補助金事務        | 地域福祉に寄与する団体への補助金を支給し、健全な団体運営を図ることで様々な問題を抱えている人への支援を行います。                                                     | 住民福祉課           |
| 7   | 人権擁護委員による人権相談    | 人権相談の機会の周知を図るとともに、悩みや問題を抱えた人に対し支援を行います。                                                                      | 住民福祉課           |
| 8   | メンタルチェックシステム管理運営 | 町ホームページにメンタルチェックシステムをリンクすることで、利用者がこころの状態を容易に把握できるようにするとともに、チェック結果と合わせ相談窓口等を紹介し、相談窓口の周知、広報を実施します。 <b>【再掲】</b> | 高齢福祉課           |
| 9   | 特定健康診査事業         | 健康診断や保健指導の機会を利用することで、問題を抱えている方に対しては詳しい聞き取りを行い、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                                          | 保健医療課           |
| 10  | 二十歳からの健康診査       | 若年層の健康意識の醸成を図り、健康診査の機会を活かして、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより病気の予防や早期発見・早期受診につなぎます。                                 | 保健センター          |
| 11  | 子育て支援センター事業      | 保護者が集い交流できる場を設けることで、子育てに対する孤立感を解消し、リスクの軽減につなげることで危機的状況にある保護者を発見し保健センター等につなぎます。                               | 住民福祉課           |
| 12  | 精神保健（困難事例等個別対応）  | 精神疾患・精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方に対し、相談事業を通じて医療機関と連携を図りながら個別支援を充実させ、支援を行います。                              | 保健センター<br>高齢福祉課 |
| 13  | 葬祭費              | 葬祭費の申請を行う方の中には、様々な問題を抱えている可能性があることから、経済的な負担軽減を通して、支援が必要な方を適切な支援機関へとつなぎます。                                    | 保健医療課           |

| No. | 事業名               | 事業内容                                                                                                                                                      | 担当課   |
|-----|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 14  | 障がい児支援に関する事務      | 障がい児を抱えた保護者への相談支援を提供することで、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                                                                                         | 高齢福祉課 |
| 15  | 家族介護教室            | 在宅で高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識、技能を習得させるための教室を開催し、介護者の不安や心配ごとについて共有しあえる環境をつくります。                                                         | 高齢福祉課 |
| 16  | 中学校部活動推進事業        | 地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援（支援者支援）を強化します。                                                                                                    | 学校教育課 |
| 17  | 井手町SOSネットワーク事業    | 認知症等により徘徊のある方や徘徊のおそれのある方が行方不明になった場合に、事前登録を行うことで地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関との支援体制を構築し、認知症等による徘徊される方の生命・身体の安全及びその家族等への支援を図ることで安心して暮らす環境づくりを行います。                 | 高齢福祉課 |
| 18  | 緊急通報体制等整備事業       | 高齢者や障がいのある人が、健康状態の悪化等の緊急を要する場合、円滑に通報できる体制を整備し、本人や家族の不安等の軽減を図ります。                                                                                          | 高齢福祉課 |
| 19  | 日常生活用具給付等事業       | 要援護老人及び一人暮らし老人に対して、火災警報器、自動消火器、電磁調理器等を給付し、本人や家族の不安等の軽減を図ります。                                                                                              | 高齢福祉課 |
| 20  | 自動車急発進防止装置取付費補助事業 | 満70歳以上の町内在住の高齢者の方に対して所有する自動車への急発進防止装置の取り付けに係る費用の補助を行います。補助額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、2万円を上限します。<br>交通事故の防止及び事故時の被害軽減を資することを目的とし、安心・安全に運転を継続してできるよう支援を行います。 | 高齢福祉課 |

## 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒がこころの健康に関する正しい知識を身につけるとともに、「生きる包括的な支援」として、児童生徒が困難やストレスに直面した際に、悩みに対処する方法を知り、困った時には助けを求め、信頼できる誰かに相談することを促す教育の推進が求められます。さらに、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動が取れるよう、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見とともに、SOSを発信しやすい仕組みを構築することが課題です。

本町では、井手町いじめ防止基本方針（平成31年3月改定）が策定され、「人権尊重の視点に立った内面深く迫る粘り強い指導」や「教育委員会・学校・家庭・地域社会の迅速かつ緊密な連携」を基本として、人権尊重を基盤とした指導の充実を図っています。

### 【関連する町の施策・事業】

| No. | 事業名                           | 事業内容                                                                                                      | 担当課   |
|-----|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 「心の居場所サポーター」の配置               | 京都府の事業を活用して「心の居場所サポーター」を学校に配置し、心の悩みを持つ子どもや不登校傾向にある児童・生徒の相談役として活用し、悩みの解消や不登校傾向からの立ち直りを図り、学校生活への適応をサポートします。 | 学校教育課 |
| 2   | 学校での教育活動（児童・生徒のSOSの出し方に関する教育） | 道徳の授業をはじめ、アンケート調査や教育相談、個別面談等の実施により、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めるとともに、自他ともに命を尊重するところを育みます。                        | 学校教育課 |
| 3   | スクールカウンセラーの配置                 | スクールカウンセラーと連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮し、問題解決へとつなぎます。【再掲】                                                       | 学校教育課 |

## 第5章 重点施策の展開

第4章で示した基本施策のほかに、本町における重点施策を次のとおり設定し、それぞれの分野における具体的な取り組みを展開します。

### 1. 子ども・若者への支援

国では、小中校生の自殺者数は増加傾向であり、令和4年には小中高生自殺者数が過去最多の514人（警察庁「自殺統計」による）となっており、国をあげて子ども・若者への対策が強化されています。

若年層（29歳以下）の自殺について、本町では平成25年～令和4年の間で1人おられ、その原因としては人間関係を起因とするうつ病の発症があがっています。

子ども・若者の自殺の原因は「いじめ」や「家庭の問題」等、原因の究明が難しく、一人ひとりの「生きづらさ」に目を向け自殺に追い込まれることのないよう、自殺を考え、サインを出している人がいれば、周囲の人が気づき相談支援に応じることで、適切な支援につなげられる体制づくりに努めます。

#### 【関連する町の施策・事業】

| No. | 事業名                           | 事業内容                                                                                                              | 担当課   |
|-----|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 就学に関する事務                      | 特別な支援を要する児童・生徒の状況に応じた支援を関係機関で連携・展開することで、困難を有している方の負担の軽減を図ります。また、児童・生徒の保護者の相談にも応じ、保護者自身の負担の軽減を図ります。                | 学校教育課 |
| 2   | 「心の居場所サポーター」の配置               | 京都府の事業を活用して「心の居場所サポーター」を学校に配置し、心の悩みを持つ子どもや不登校傾向にある児童・生徒の相談役として活用し、悩みの解消や不登校傾向からの立ち直りを図り、学校生活への適応をサポートします。<br>【再掲】 | 学校教育課 |
| 3   | 学校での教育活動（児童・生徒のSOSの出し方に関する教育） | 道徳の授業をはじめ、アンケート調査や教育相談、個別面談等の実施により、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めるとともに、自他ともに命を尊重するところを育みます。<br>【再掲】                        | 学校教育課 |
| 4   | 就学援助費補助事業および特別支援教育就学奨励費補助事業   | 小学校若しくは中学校へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、申請があった保護者に対して審査・認定を行い、就学のため必要な経費について補助を行います。                                | 学校教育課 |

## 2. 無職者・失業者・生活困窮者への支援

失業は、大きなストレス要因の一つであり、ストレスへの適切な対処がなされないと、心の健康を害し、うつ病や自殺といった極めて深刻な事態にもつながります。自殺のリスクが高い無職者・失業者は、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

本町では失業や退職、それに伴う生活苦を原因とした自殺があがっており、経済問題を原因・動機とした自殺は健康問題（28.7%）に次いで14.3%となっています。生活困窮にはその背景として、多重債務、労働問題、介護問題、精神疾患、虐待、性暴力被害、障がい等、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮者や生活困窮状態に陥る可能性のある人が自殺に至らないよう、府や関係機関と連携した包括的な支援に取り組みます。

### 【関連する町の施策・事業】

| No. | 事業名         | 事業内容                                                                                                           | 担当課   |
|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 訓練等給付に関する事務 | 障がいがある人の抱える様々な問題に気づき、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。<br><b>【再掲】</b>                                                      | 高齢福祉課 |
| 2   | 町内企業求人情報    | 地域経済の活性化や地域住民の雇用創出を図るため、町内企業の求人情報をホームページにて掲載しています。                                                             | 産業環境課 |
| 3   | 児童扶養手当      | ひとり親家庭となった場合、速やかに申請等を説明し、その際に相談に応じることにより、生活に関する不安の軽減を図ります。 <b>【再掲】</b>                                         | 住民福祉課 |
| 4   | 生活保護申請受付事務  | 生活保護申請時において、過不足なく適切な聞き取りを行うことで福祉事務所である山城北保健所が生活保護申請の可否を円滑に行えるようにするとともに、申請者の状況によっては関係機関へ相談を引き継ぎ、申請者の不安の軽減を図ります。 | 住民福祉課 |
| 5   | 生活保護費支給事務   | 本人や家族の問題状況を把握し、山城北保健所と情報共有し適切な支給事務を行い、生活保護受給者の生活が維持できるようにすることで、経済的不安の軽減を図ります。                                  | 住民福祉課 |

| No. | 事業名                                 | 事業内容                                                                                                            | 担当課            |
|-----|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6   | 保険税・料の賦課、<br>収納                     | 保険税・料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくないことから、納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、経済的な不安の解消・軽減を図る中で、支援が必要な場合は適切な機関につながります。 | 高齢福祉課<br>保健医療課 |
| 7   | ひとり親家庭医療費<br>助成事業                   | ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであることから、医療費の助成時に、自殺の危険性の高い方の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関につながります。<br><b>【再掲】</b>             | 保健医療課          |
| 8   | 就学援助費補助事業<br>および特別支援教育<br>就学奨励費補助事業 | 小学校若しくは中学校へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、申請があった保護者に対して審査・認定を行い、就学のため必要な経費について補助を行います。<br><b>【再掲】</b>               | 学校教育課          |
| 9   | 消費生活相談                              | 消費生活上の悩みや問題を抱えた人に対し、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応し、包括的な問題の解決に向けた支援を行います。                                     | 産業環境課          |

### 3. 高齢者への支援

高齢者の自殺対策については、自身や家族の健康不安、老老介護等の介護疲れ、うつ状態、孤立・孤独等への対応が求められます。寿命の延伸やライフスタイルの変化等の影響により、高齢者のみの世帯が増加していることから、高齢者が社会とかかわりを保ちながら在宅生活を続けていくことは自殺対策の観点でも重要な視点です。

本町の年齢層別の自殺者数を見ると、80歳以上の自殺者数が他の年代に比べ高い傾向にあり、今後も、保健・医療・福祉等の関係機関や団体等との連携を図りながら、それぞれの高齢者が持つ多様な背景や価値観に合わせた支援、働きかけを行います。

#### 【関連する町の施策・事業】

| No. | 事業名          | 事業内容                                                                                                                                | 担当課         |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1   | 隣保館デイサービス事業  | 健康教室や手芸教室等を開催することで地域の高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活が送れるよう事業を展開し、地域における孤立化を防ぎます。                                                  | いづみ人権交流センター |
| 2   | 高齢者等在宅生活支援事業 | 食事の提供機会を利用し、高齢者の生活実態を把握することで、孤独・孤立の予防を図ります。また、食事を提供する職員にゲートキーパー <sup>3</sup> 研修を受講してもらうことで、支援が必要な場合は適切な機関につなぎ、気づき役、つなぎ役としての役割を担います。 | 高齢福祉課       |
| 3   | 心配ごと相談事業     | 困難な状況にある高齢者の総合的な窓口となり、相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ります。                                                                                        | 高齢福祉課       |
| 4   | 介護給付に関する事務   | 相談を通じて本人や家族の負担軽減を図り、生きることの包括的支援として推進します。                                                                                            | 地域包括支援センター  |
| 5   | 高齢者への総合相談    | 総合的に相談を受けることで、困難な状況に至った高齢者の情報を最初にキャッチする窓口になり得ることから、支援が必要な場合は適切な機関につなぎます。                                                            | 地域包括支援センター  |
| 6   | 権利擁護         | 障がい者虐待の相談について、相談支援事業所と連携し、必要時にはケース会議等を行い、支援者間で課題と今後の方向性を共有することで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつなぎます。【再掲】                                  | 地域包括支援センター  |

<sup>3</sup> 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

| No. | 事業名               | 事業内容                                                                                                  | 担当課        |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7   | 井手玉川大学<br>(高齢者教室) | 高齢者自身が現在の社会を正しく認識し、生きがいを求めて積極的に学習することを通して、進んで社会活動に参加する意欲や実践力を高めるとともに、仲間同士のふれあいを一層高めるため、講演、講座等を開催します。  | 社会教育課      |
| 8   | 家族介護教室            | 在宅で高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識、技能を習得させるための教室を開催し、介護者の不安や心配ごとについて共有しあえる環境をつくります。【再掲】 | 高齢福祉課      |
| 9   | 地域包括支援センターの運営     | 地域の高齢者が抱える問題や困難を抱える方の情報等を把握し、運営協議会や地域ケア会議等で共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係を強化し、地域資源の連動につなげていきます。【再掲】   | 地域包括支援センター |
| 10  | 継続的・包括的ケアマネジメント支援 | 介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを行う上で、抱えがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処方法に関する情報をあわせて提供することで、支援者支援を推進します。              | 地域包括支援センター |
| 11  | 認知症サポーター養成講座      | 地域住民に認知症当事者および家族への理解を得ることで孤立しがちな当事者や家族への精神的負担を軽減させるため、住民に対して認知症サポーターを養成します。【再掲】                       | 地域包括支援センター |
| 12  | 認知症カフェ            | 認知症の当事者やその家族が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進します。                                          | 地域包括支援センター |
| 13  | 高齢者生きがい活動支援通所事業   | 家に閉じこもりがちな高齢者や、身体面での問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握することで孤立を防ぎ、社会参加を促します。                                       | 高齢福祉課      |
| 14  | 高齢者実態把握           | 高齢者世帯や一人暮らしの実態を把握し、民生委員や地域福祉推進員と情報を共有することで、孤独・孤立を防止します。【再掲】                                           | 地域包括支援センター |

## 第6章 自殺対策の推進体制

### 1. 計画の推進

---

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係機関や関係団体等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にした上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

#### (1) 井手町

地域における自殺の状況を分析し、関係機関と連携を図り、対策の推進・調整の役割を担いながら、自殺防止に積極的に関わり、包括的な支援を推進します。

#### (2) 関係団体

自殺対策に関係する団体は、自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、積極的に自殺対策に参画します。

#### (3) 企業

労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るよう努めることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせることを認識し、職場環境の改善やメンタルヘルス<sup>4</sup>対策を推進することで、積極的に自殺対策に参画します。

#### (4) 住民

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、自殺対策の重要性に対する理解と関心を深め、主体的に自殺対策に取り組めます。

### 2. 計画の評価

---



本計画の推進にあたって、自殺対策の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてPDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

---

<sup>4</sup> 体の健康ではなく、こころの健康状態のこと。

## 第7章 資料

### 1. 相談窓口

| 相談先                                      | 電話番号・通話料                                                  | 対応日時                                                 | 備考                                                            |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 井手町地域包括支援センター                            | 0774-82-3690                                              | 平日 8:30～17:15<br>(土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始は休み)           | 高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、介護・福祉・医療など様々な面から支えています。       |
| こころの相談室<br>(井手町いづみ人権交流センター)              | 0774-82-3380                                              | 11:00～13:50<br>毎月第1及び第3金曜日に開催(要予約)                   | 専門のカウンセラー(臨床心理士)にご相談いただけます。詳細な開催日時は「広報いで」にてご確認ください。           |
| #いのちSOS<br>(特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)  | 0120-061-338<br>フリーダイヤル／無料                                | 日、月、火、金、土は24時間対応<br>水、木は 6:00～24:00                  | フリーダイヤルのため、IP電話からは接続できません。                                    |
| よりそい<br>ホットライン<br>(一般社団法人 社会的包摂サポートセンター) | 0120-279-338<br>フリーダイヤル／無料                                | 24時間対応                                               | 050 で始まる IP 電話や LINE Out からは 050-3655-0279 (24 時間対応) におかけ下さい。 |
| いのちの電話<br>(一般社団法人 日本いのちの電話連盟)            | 0120-783-556<br>フリーダイヤル／無料                                | 毎日 16:00～21:00<br>(毎月 10 日は 8:00 から翌 11 日 8:00 まで実施) | IP 電話(アプリケーション間の無料通話を除く)からは 03-6634-7830 (通話料有料) におかけ下さい。     |
| こころの健康相談<br>統一ダイヤル                       | 0570-064-556<br>ナビダイヤル／有料(通話料割引サービスや携帯電話の料金定額プランは適用されません) |                                                      | 電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。      |

---

## 第2期井手町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない いのち支えあう井手町をめざして～

発 行：井手町役場  
編 集：高齢福祉課

住所：〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地  
TEL：0774-82-2001（代表）  
FAX：0774-82-5055

発行年月：令和6年3月

---



